議案第47号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和２年５月28日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項中「家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第１項第３号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確

保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第６条第５項中「前項」の次に「（第２号に係る部分に限る。）」を加える。

第23条第２項第２号中「第34条の20第１項第４号」を「第34条の20第１項第３号」に改める。

第37条第４号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号資料

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第５条　（略）	第１条―第５条　（略）
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第６条　（略）	第６条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないことができる。	４　市長は、家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。
(1)　市長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。	
(2)　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。	
５　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	５　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
第７条―第２２条　（略）	第７条―第２２条　（略）
（職員）	（職員）
第２３条　（略）	第２３条　（略）

２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　（略） (2) 法第18条の５各号及び法第34条の20第１項第３号のいずれにも該当しない者 ３　（略） 第２４条―第３６条 （居宅訪問型保育事業） 第３７条　居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)―(3)　（略） (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 (5)　（略） 第３８条　（以下略）	２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　（略） (2) 法第18条の５各号及び法第34条の20第１項第４号のいずれにも該当しない者 ３　（略） 第２４条―第３６条 （居宅訪問型保育事業） 第３７条　居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)―(3)　（略） (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合＿＿への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 (5)　（略） 第３８条　（以下略）